

生駒市条例第10号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1月を超えない範囲内で規則で定める期間ごとの期間につき同項の規定を適用したものとしたときの勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「、第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」

を「この項」に改め、「（第3条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

(2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

第7条の2第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第10条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

第 1 1 条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 1 4 条の 3 第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、「による週休日」の次に「若しくは勤務時間等条例第 3 条第 3 項及び勤務時間等条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条の規定による週休日」を「第 5 条第 1 項の規定による週休日並びに勤務時間等条例第 3 条第 3 項及び勤務時間等条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第 8 条中「第 3 条第 2 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「第 5 条の規定による週休日」を「第 5 条第 1 項の規定による週休日又は勤務時間等条例第 3 条第 3 項及び勤務時間等条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日」に改め、「、「第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とあるのは「第 1 項」と」を削る。

第 17 条第 3 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。